



# 邑南町商工会通信



令和5年8月号

発行：邑南町商工会

TEL：95-0278

<https://oonan.shoko-shimane.or.jp/>



## おしらせ

**8月14日（月）羽須美支所は休館になります。**

本所（石見）、瑞穂支所は通常通り 8：30～17：15 になります。

## ☆☆☆補助金情報☆☆☆

※補助金の詳細については  
商工会にお問い合わせ下さい

### ■『小規模事業者持続化補助金の公募について』

#### ◆本補助金事業について

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、『地道な販路開拓等の取組』や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

◆補助対象者：小規模事業者であること。

#### ◆補助金額等

類型	補助率	補助上限	インボイス特例
通常枠	2/3	50万円	50万円の上乗せ
賃金引上げ枠 (赤字事業者は3/4)	2/3	200万円	
卒業枠	2/3	200万円	
後継者支援枠	2/3	200万円	
創業枠	2/3	200万円	

補助対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

第13回受付締切日：2023/9/7（木） <様式4の発行受付の締切日：8/31（木）>

## ★「商工会員アンケート調査」のご協力について★

このたび、5年に1度のアンケート調査を実施いたします。

今後、商工会活動を運営する上で、大変貴重な指標となる調査でもございます。

調査票については、別途配付しますので、返信用封筒等で、ご返信ください。会員皆様のご協力を是非ともよろしくお願いいたします。

よろしく申し上げます



# ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業 (原油価格・物価高騰対策分)の公募について(補助金)

## ■事業の目的

新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、原油価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーン再構築への対応等による収益確保のために必要な設備投資等を支援する。

## ■対象事業(下記のいずれかの区分(型)を選択)

### 1. 生産プロセス変革型

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響に対応し、生産プロセスの変革等を図る以下のいずれかに該当する取組であること。

- ・省人化や自動化を進めていく事業であること。
- ・多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する事業であること。

### 2. サプライチェーン再構築型

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰等の影響による市場等の変化に対応する以下のいずれかに該当する取組であること。

- ・サプライチェーンの再構築に対応し、受注を獲得するための事業であること。
- ・新たな需要に対応するため、新製品・技術の開発や、新市場へ参入するための事業であること。

## ■対象経費：設備導入費、改修費、システム開発費、技術導入費等

※対象事業により、異なりますので詳細はHPにてご確認ください。

## ■助成率：中小企業：1/2以内、小規模事業者：2/3以内(千円未満切捨)

※小規模事業者(製造業)とは、従業員数20名以下の事業者をいう。

## ■助成額：50万円～1,000万円

## ■公募期間

**令和5年度 第3回締切：令和5年9月29日(金) 17:00 必着**

※事業予算は通年で運用いたしますので、回が進むと予算残額が少なくなっていく可能性があります。

※申請数と予算の状況によっては、早期に公募を終了する可能性があります。

## ■問い合わせ先 (<https://www.joho-shimane.or.jp/solution/subsidy/7486>)

(財)しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ(担当：寺田、梅木)

TEL：0852-60-5115 FAX：0852-60-5105

E-mail：[con@joho-shimane.or.jp](mailto:con@joho-shimane.or.jp)

# 商工会のホームページが新しくなりました！！

☆☆☆補助金をはじめ、最新の情報を掲載していきます！！☆☆☆



【新しくなったホームページ(一部抜粋)】

邑南町商工会

「邑南町商工会」と検索するか  
こちらのQRコードからも見れます！



## 【令和6年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられます】

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

令和6年4月から段階的に、以下のとおり法定雇用率の引き上げと対象事業主の範囲の拡大が行われます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

※公的機関の法定雇用率の引き上げと対象機関の範囲の拡大も行われます。

○障害者の雇用義務がある事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点での障害者の雇用状況のハローワークへの報告。
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）。

また、障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用のための事業主支援の強化（助成金の新設・拡充）を行います。

■お問い合わせ先 ハローワーク川本 紹介部門 TEL 0855-72-0385

**お知らせ** **インボイスセミナーを開催します！**

**インボイス制度の疑問点を解消するセミナーを開催します！**

開始直前のインボイス制度、疑問点や不安がある方はぜひおいでください。

**開催日：9月20日(水) 詳細は広報内のチラシをご覧ください**

**おおなん相談所**

「確かな未来」が会社を変える。

**中退共** CHU-TAI-KYO **で退職金。**

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

**① 国の退職金制度！**

掛金の一部を国が助成します。

**② 外部積立型でラクラク管理！**

管理や運用の手間がかかりません。

**③ 掛金は全額非課税でオトク！**

節税に加え、手数料もかかりません。

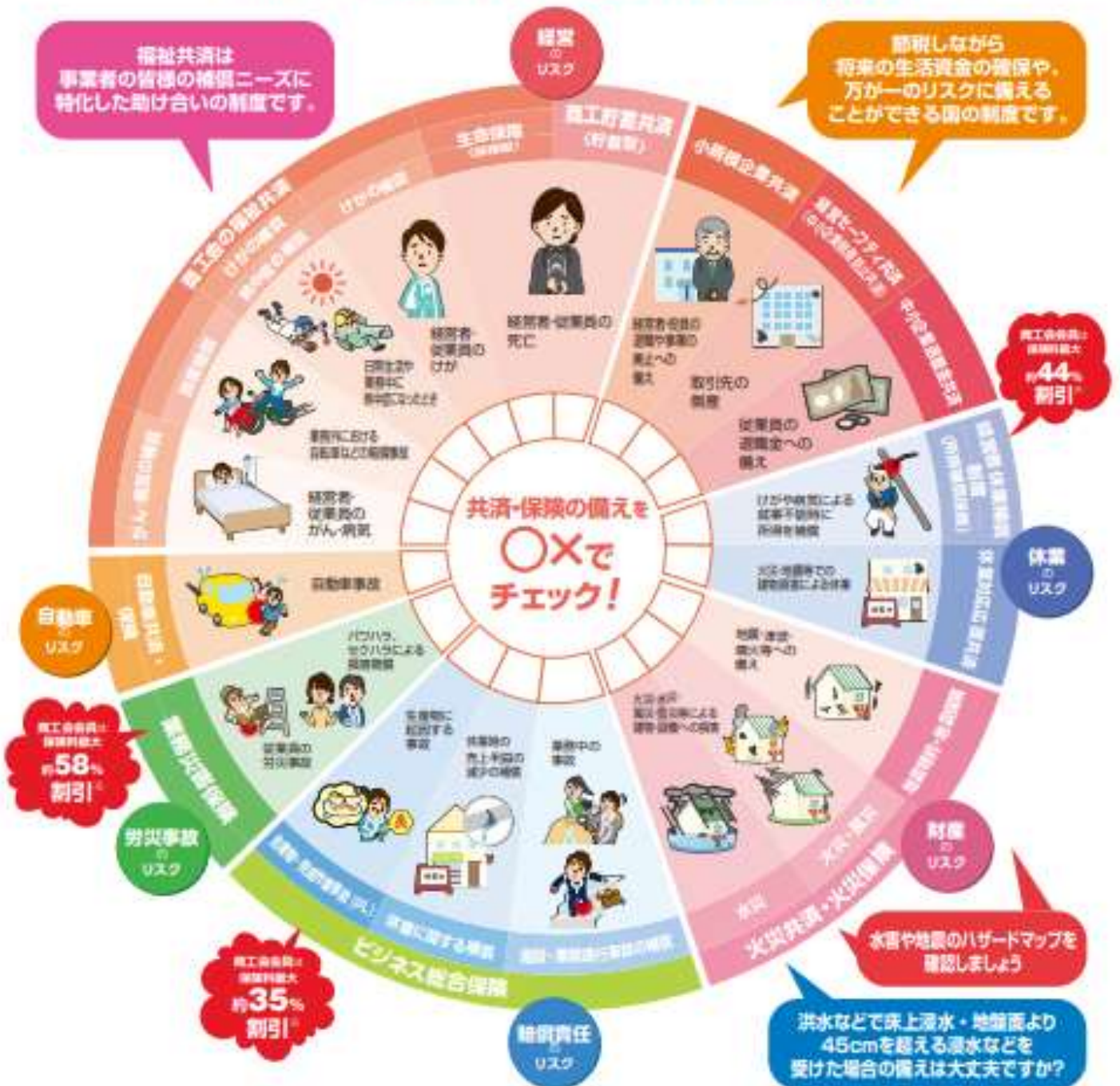
- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

**中退共** **検索**

# あなたの会社のリスク管理は 大丈夫ですか？

定期的な共済・保険の確認はとても大切です。  
下の表で現在の備えをチェックしてみましょう。



事業を中断する非常事態が発生した場合に備えて保障を準備されていますか？  
～～まずは商工会にご相談ください！～～